



## 重要事項のご説明

下記内容をご確認の上、確認ボタンをクリックしてください。

本画面ではゴルファー保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特別約款および特約によって定まります。[普通保険約款](#)・[特別約款](#)および[特約](#)をご確認ください。ご不明な点については、取扱代理店または三井住友海上までお申出ください。[保険契約者と被保険者](#)が異なる場合には、本画面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

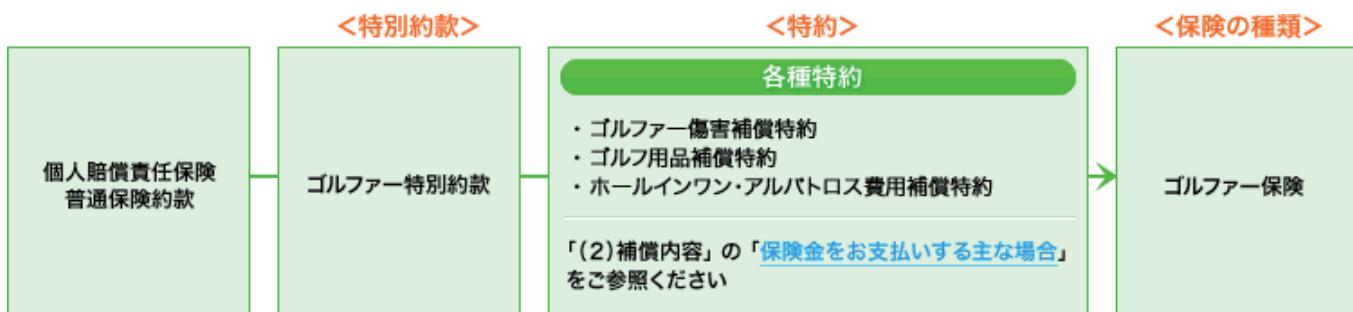
※普通保険約款・特別約款および特約は、インターネットの「お客さまWebサービス(Web約款)」でご覧いただくことができます。なお、お申込み後に冊子の「普通保険約款・特別約款および特約」をご希望の場合は、三井住友海上インターネットデスクにご連絡ください。

### 契約概要のご説明

- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- 本画面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または三井住友海上までお問い合わせください。

### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1)商品の仕組み



#### (2)補償内容

##### ○ 被保険者

[記名被保険者](#)のみが被保険者となります。

##### ○ 保険金をお支払いする主な場合

[保険金](#)をお支払いする主な場合は次のとおりです。

#### 保険金をお支払いする主な場合

##### a. 損害賠償責任を負ったとき(賠償責任補償)

日本国内外におけるゴルフの練習、競技または指導中の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の財物(ゴルフカート等他人から借りたり預かったりした物を除きます。)を損壊して被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

次のb.からd.の特約をセットすることにより、被保険者自身の傷害、[ゴルフ用品](#)の盗難、ゴルフクラブの破損・曲損、[ホールインワン](#)または[アルバトロス](#) (以下、本画面において「ホールインワン等」といいます。)達成の際の費用に対して保険金をお支払いします。

日本国外で発生した事故も補償しますが、d.ホールインワン・アルバトロス費用補償特約は日本国内で達成したホールインワン等に限り補償します。

##### b. ご自身がケガをしたとき(傷害補償～ゴルファー傷害補償特約)

ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導中に急激かつ偶然な外来の事故により被保険者がケガをされた場合に保険金をお支払いします。

##### c. ゴルフ用品の事故 (用品補償～ゴルフ用品補償特約)

ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でゴルフ用品の盗難<sup>(注1)</sup>およびゴルフクラブの破損・曲損事故<sup>(注2)</sup>が起きた場合に、[保険金額](#)を限度に修理費等の損害の額をお支払いします。

(注1)自宅駐車場等、ゴルフ場やゴルフ練習場以外の場所での盗難に対しては保険金をお支払いしません。また、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品の盗難と一緒に生じた場合に限り保険金をお支払いします。

(注2)ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いしません。

## ⚠ 特にご注意ください

### d. ホールインワン等を達成したとき(ホールインワン・アルバトロス費用補償～ホールインワン・アルバトロス費用補償特約)

日本国内のゴルフ場において、被保険者が達成した下表のいずれかのホールインワン等について、達成のお祝いとして実際にかかる費用をお支払いします。

#### I. 次のア. およびイ. の両方が目撃<sup>(注)</sup>したホールインワン等

##### ア. 同伴競技者

##### イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ等。具体的には次の方をいいます。)

同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティーのプレーヤー等

※原則としてセルフプレー中に達成したホールインワン等は保険金支払の対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イ. の目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。

#### II. 達成証明資料によりその達成を客観的に証明できるホールインワン等

なお、対象となるホールインワン等は、

- ・アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、
- ・1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は、同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワン等で、
- ・その達成および目撃証明を三井住友海上所定のホールインワン・アルバトロス証明書により証明できるものに限ります。

(注)「目撃」とは、以下の場合をいいます。

##### ア. ホールインワンの場合

被保険者が第1打で打ったボールがホールに入ったことをその場で確認することをいいます。

##### イ. アルバトロスの場合

被保険者が基準打数より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホールに入ったことをその場で確認することをいいます。

## ○ お支払いする保険金

お支払いする保険金は次のとおりです。

補償の種類	お支払いする保険金について
賠償責任補償	a.損害賠償金 法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
	b.損害防止費用 事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
	c.権利保全行使費用 発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
	d.緊急措置費用 事故が発生した場合の緊急措置(被害者の応急手当等)に要した費用
	e.協力費用 三井住友海上が発生した事故の解決にあたる場合、三井住友海上へ協力するために要した費用
	f.争訟費用 損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

※1前記a.からd.の保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。なお、b.損害防止費用およびd.緊急措置費用を除き、事前に三井住友海上の同意が必要となりますので、必ず三井住友海上までお問い合わせください。

※2前記e.協力費用、f.争訟費用の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、f.争訟費用についてはa.損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には次の金額を限度とします。

$$\text{支払限度額} \\ \text{お支払いする争訟費用の額} = f. \text{争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{a. \text{損害賠償金の額}}$$

※3被保険者が損害賠償請求権者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払った見舞金等は、保険金のお支払対象とはなりません。

事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害保険金額の全額<sup>(注)</sup>をお支払いします。

死亡保険金	(注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、傷害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた残額となります。			
	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、後遺障害の程度に応じて傷害保険金額の100%~4% (注)をお支払いします。			
	(注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、傷害保険金額から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする保険金は、傷害保険金額が限度となります。			
	事故によるケガの治療のため、入院された場合、傷害保険金額の1.5/1,000 × 入院日数 <sup>(注)</sup> をお支払いします。 (注)事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。			
ゴルファー傷害補償	事故によるケガの治療のため、通院された場合、傷害保険金額の1/1,000 × 通院日数 <sup>(注1)</sup> をお支払いします <sup>(注2)</sup> 。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限ります。また、90日がお支払いの限度となります。			
	(注2)通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った部位を固定するために、その被保険者以外の医師の指示によりギブス等※を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。 ※ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器等をいいます。)をいいます。屈曲・伸展等の関節運動が可能な装具等(バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カーラー等)は含まれません。			
	※1被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、三井住友海上は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。			
	※2柔道整復師(接骨院、整骨院等)による治療の場合、保険金をお支払いする日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージ等の医療類似行為については、被保険者以外の医師の指示に基づいて行われた治療のみ、お支払いの対象となります。			
ゴルフ用品補償	お支払いする保険金の額は、以下に基づき計算します。			
	<table border="1"><tr> <td>全損の場合</td> <td>再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額</td> </tr> <tr> <td>分損<sup>(注)</sup>の場合</td> <td>修理費(ただし、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額を限度とします。)</td> </tr></table>	全損の場合	再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額	分損 <sup>(注)</sup> の場合
全損の場合	再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額			
分損 <sup>(注)</sup> の場合	修理費(ただし、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額を限度とします。)			
(注)全損に至らない場合をいいます。 ※1お支払いする保険金は保険期間を通じて保険金額が限度となります。 ※2盗難事故が発生した場合、必ず警察に届けてください。				
次の費用のうち実際に支出した額をお支払いします。 ア. 贈呈用記念品購入費用 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含みます。 イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディに対する祝儀 オ. 上記ア. ~エ. 以外のその他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。				
ホールインワン・アルバトロス費用補償	<b>⚠️特にご注意ください</b> ※ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数 <sup>(注)</sup> ご契約の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額を限度としてお支払いします。 (注)三井住友海上、他の保険会社を問いません。 ※三井住友海上がお支払いする保険金は、「最も高い保険金額」から、1回のホールインワン等につき既にお受け取りになられた保険金を差し引いた残額となり、保険金額を限度とします。			
	● 保険金をお支払いしない主な場合 補償の種類ごとに保険金をお支払いしない場合があります。主な場合については、注意喚起情報のご説明の「4. (1) 保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。			
	(3) セットできる主な特約			
	<table border="1"><thead> <tr> <th>保険の種類</th> <th>特約(概要)</th> </tr> </thead></table>	保険の種類	特約(概要)	
保険の種類	特約(概要)			

## ● 保険金をお支払いしない主な場合

補償の種類ごとに保険金をお支払いしない場合があります。主な場合については、注意喚起情報のご説明の「4. (1) 保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。

## (3) セットできる主な特約

保険の種類	特約(概要)

## ゴルファー保険

- ・ゴルファー傷害補償特約
- ・ゴルフ用品補償特約
- ・ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

### (4) 保険期間

この保険の保険期間は1年間または1週間のいずれかからご選択いただきます。

### (5) 引受条件(支払限度額・保険金額、免責金額の設定)

お客様が実際にご契約いただく支払限度額・保険金額、免責金額につきましては、「お申込み内容の確認」画面の「Step3」欄にてご確認ください。

## 2. 保険料

保険料は、支払限度額・保険金額、免責金額、保険期間等によって決まります。詳細は、取扱代理店または三井住友海上までお問い合わせください。

お客様が実際にご契約いただく保険料につきましては、画面表示の保険料欄にてご確認ください。

## 3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、クレジットカード払いによる一時払となります。

## 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5. 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加のご請求をさせていただく場合があります。詳細は注意喚起情報のご説明の「5. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

**保険に関する相談・苦情・お問い合わせは  
「三井住友海上インターネットデスク」**

**0120-321-476 (無料)**

【受付時間】月～金曜日 9:00～17:00  
(除く祝日・年末年始)

**万一、事故が起こった場合は  
取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。**

**24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」**

事故は いち早く  
**0120-258-189 (無料)**

## 指定紛争解決機関

三井住友海上は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。三井住友海上との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただかず、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 【受付時間】平日9:15～17:00

**0570-022-808 (ナビダイヤル(有料))** 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

## 注意喚起情報のご説明

ご契約に際して**保険契約者**にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

本画面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は[普通保険約款・特別約款](#)および[特約](#)でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または三井住友海上までお問い合わせください。

### 1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は、クーリングオフの対象外となります。

### 2. 告知義務・通知義務等

#### (1) 契約締結時の注意事項(告知義務－画面表示の注意事項)

##### ▲ 特にご注意ください

保険契約者および**被保険者**には、ご契約時に**危険**に関する重要な事項として三井住友海上が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、三井住友海上に告知いただいたものとなります。)。

申込画面に[告知事項]の表示がある項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、画面表示の記載内容を必ずご確認ください。

#### (2) 契約締結後にご連絡いただくべき事項(通知義務)

##### ▲ 特にご注意ください

このご契約には、通知義務に該当する事項はありません。

#### (3) その他の注意事項

##### ○ ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または三井住友海上にご通知ください。

- a. 住所または電話番号を変更する場合
- b. 上記のほか、特約の追加・削除等契約条件を変更する場合

##### ○ 傷害補償特約の被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は保険契約者に対し傷害補償特約<sup>(注)</sup>の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は傷害補償特約<sup>(注)</sup>を解約しなければなりません。

- a. 傷害補償特約<sup>(注)</sup>の被保険者となることについて、同意をしていなかった場合
- b. 保険契約者または保険金を受け取るべき方に、以下のいずれかに該当する行為があった場合
  - ・三井住友海上に傷害補償特約<sup>(注)</sup>に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- c. 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- d. 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
- e. 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、b.～d.の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、傷害補償特約<sup>(注)</sup>の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- f. 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、傷害補償特約<sup>(注)</sup>の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、a.の場合は、被保険者が三井住友海上に解約を求めるることができます。その際は被保険者であることの証明書類等が必要となります。

(注)その被保険者にかかる部分に限ります。

### 3. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。三井住友海上がカード会社から保険料を領収できない場合、保険期間が始まった後であっても、始期日から取扱代理店または三井住友海上が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません。

## 4. 保険金をお支払いしない主な場合等

### (1) 保険金をお支払いしない主な場合

#### ⚠ 特にご注意ください

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

#### 保険金をお支払いしない主な場合

##### 【賠償責任補償】

- ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ・戦争、暴動、天災(地震、噴火、洪水、津波など)等に起因する損害賠償責任
- ・被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ・被保険者が他人から借りたり預かったりしている財物が損害を受けたことにより、被保険者が貸主に対して負担する損害賠償責任

##### 【傷害補償】

- ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
- ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
- ・戦争、暴動、地震、噴火、津波、核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ
- ・被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ
- ・頸(けい)部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの
- ・被保険者の入浴中の溺水<sup>(注1)</sup>。ただし、入浴中の溺水<sup>(注1)</sup>が、当社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には保険金をお支払いします。
- ・誤嚥(えん)<sup>(注2)</sup>によって生じた肺炎

(注1)水を吸引したことによる窒息をいいます。

(注2)食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

##### 【用品補償】

- ・保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
- ・戦争、暴動、地震、噴火、津波、核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害
- ・自然の消耗または性質による変質等によって生じた損害
- ・ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失

##### 【ホールインワン・アルバトロス費用補償】(ホールインワン・アルバトロス費用補償特約)

- ・日本国外で達成したホールインワン等の場合
- ・ゴルフ場の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワン等の場合
- ・ゴルフ場の使用者<sup>(注)</sup>が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワン等の場合

(注)臨時雇いを含みます。

※上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特別約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので必ずご確認ください。

### (2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- 三井住友海上に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- 上記のほか、a.~c.と同程度に三井住友海上の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

### (3) 失効について

被保険者が死亡された場合、この保険契約は失効します。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は、取扱代理店または三井住友海上までお問い合わせください。

## 5. 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または三井住友海上に速やかにお申出ください。

- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(図をご参照ください。)分よりも少なくなります。

たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金はお支払いいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特別約款および特約でご確認ください。



## 6. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、三井住友海上も加入しております。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきことされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。）。

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

## 7. ご契約条件

著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことがあります。

### 保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上インターネットデスク」

**0120-321-476 (無料)**

【受付時間】月～金曜日 9:00～17:00  
(除く祝日・年末年始)

### 万一、事故が起きた場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く  
**0120-258-189 (無料)**

### 指定紛争解決機関

三井住友海上は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。三井住友海上との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 【受付時間】平日9:15～17:00

**0570-022-808** 【ナビダイヤル(有料)】 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

## その他のご説明

ご契約に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。本画面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は[普通保険約款・特別約款](#)および[特約](#)をご確認ください。

また、ご不明な点については、取扱代理店または三井住友海上までお問い合わせください。

## 1. ご契約時にご注意いただきたいこと～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

### （1）共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は引受割合または**保険金額**に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

### （2）取扱代理店の権限

取扱代理店は、三井住友海上との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがいまして取扱代理店にお申込みいただいて有効に成立したご契約については、三井住友海上と直接契約されたものとなります。

### （3）ご契約条件

過去の事故の発生状況等によっては、三井住友海上規定により、ご契約条件についてお客様のご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### （4）補償の重複

この保険（賠償責任補償およびホールインワン・アルバトロス費用補償特約）のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約等（異なる

保険種類の特約を含みます。)が他にあると補償の重複が生じことがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご契約いただく補償		補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	ゴルファー保険 賠償責任補償	自動車保険 日常生活賠償特約
②	ゴルファー保険 ホールインワン・アルバトロス費用賠償特約	GKケガの保険 ホールインワン・アルバトロス費用賠償特約

## 2. ご契約後にご注意いただきたいこと ~注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと~

### (1)ご契約内容の確認

ご契約いただいた後にご契約内容をご確認ください。

本サービスによる契約は、eco保険証券の対象となり、書面の保険証券の発行を省略しております。

お申込み後にお届けをご希望される場合は、三井住友海上インターネットデスクにご連絡ください。

三井住友海上インターネットデスク

(0120-321-476 平日9:00~17:00)

※eco保険証券は、パソコンやスマートフォンを利用して、当社ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)でご契約内容をご覧いただける仕組みです。

### (2)示談交渉は必ず三井住友海上とご相談いただきながらおすすめください。

#### ▲特にご注意ください

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ三井住友海上の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

## 3. 事故等が起きた場合の手続

### (1)事故にあわれたときの三井住友海上へのご連絡等

事故が発生したときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または三井住友海上にご連絡ください。保険金請求手続きについて詳しくご案内いたします。

また、ホールインワンまたはアルバトロスを達成された際にも、ご連絡をお願いいたします。

1. ケガ人の救護(救急車は119番)
2. 損害の発生および拡大の防止
3. 盗難事故の場合、警察へ連絡(警察は110番)
4. 相手の確認
5. 目撃者の確認

### 三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス  
三井住友海上事故受付センター

事故は いち早く  
**0120-258-189 (無料)へ**

### (2)保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金のご請求を行うときは、次表の「●」を付している書類のうち、事故受付後に三井住友海上が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または三井住友海上にご相談ください。

※1 ご提出いただく書類には「●」を付しています。「-」が付されている場合は、ご提出いただく必要はありません。

※2 特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか、各特約に定める書類をご提出いただきます。

※3 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	補償項目	賠償責任補償	傷害補償	用品の補償	ホールインワン等

(1)三井住友海上所定の保険金請求書	三井住友海上所定の保険金請求書	●	●	●	●
(2)三井住友海上所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 <sup>(注)</sup>  (注)事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類、損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用に関する領収書・明細書	●	●	●	●
(3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類					
a. 他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本				
b. 他人の財物破損(破損財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄(抄)本、全部(個人)事項証明書	●	—	—	—
c. 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、三井住友海上所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書				
(4)身体障害、ケガの発生およびその損害の額を確認する書類					
a. 死亡事故であることを確認する書類	死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連續性が確認できる戸籍謄本				
b. 後遺障害による損害の内容・程度を確認する書類	三井住友海上所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害による損害の額を示す書類	—	●	—	—
c. その他傷害事故の損害の内容・程度を確認する書類	三井住友海上所定の診断書、診療状況申告書、入院・通院状況申告書、治療費の領収書、診療報酬明細書、調査に関する同意書				
(5)損害が生じた物の価額、損害の額または費用の額を確認する書類					
a. 損害が生じた物の価額を確認する書類	売買契約書、購入時の領収書、保証書、被害物の写真・画像データ	●	—	●	—
b. 損害の額、費用の額およびその支出を確認する書類	修理見積書・請求書・領収書、調査に関する同意書				
(6)ホールインワンまたはアルバトロスの発生および慣習費用の額を確認する書類					
a. ホールインワンまたはアルバトロスの発生を確認する書類	三井住友海上所定のホールインワン・アルバトロス証明書、ビデオ映像テープ・スコアカード(写)・公式競技会の当日の成績表等ホールインワン等の達成を客観的に証明するための資料および書類	—	—	—	●
b. 慣習費用の額を確認する書類	ホールインワン・アルバトロス費用内訳明細書、費用の支出を示す領収書、プリペイドカード(写)				
(7)その他必要に応じて三井住友海上が求める書類					
a. 保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書				
b. 三井住友海上が事故または損害の調査を行うために必要な書類	三井住友海上所定の同意書				
c. 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知	●	●	●	●
d. 第三者の加害行為、共同不法行為の場合等に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転書(兼)念書				
e. 保険金の請求を第三者に委任したことを見せる書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書				

- 重度の後遺障害が生じ意思能力を喪失した等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者の親族のうち一定の条件を満たす方が代理人として、保険金を請求できる場合があります（「代理請求人制度」）。詳細は取扱代理店または三井住友海上までお問い合わせください。
- 三井住友海上は、保険金請求に必要な書類<sup>(注1)</sup>をご提出いただいたてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするため必要な事項<sup>(注2)</sup>の確認を終えて保険金をお支払いします。<sup>(注3)</sup>

(注1)保険金請求に必要な書類は、前記の表をご覧ください。「代理請求人制度」をご利用の場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(注2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他三井住友海上がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、三井住友海上は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。
- 保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特別約款および特約でご確認ください。
- 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

#### 4. 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、三井住友海上が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、三井住友海上およびMS & AD インシュアラント グループのそれぞれの会社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

1. 三井住友海上およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
2. 提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じことがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先等に提供することができます。

#### 契約等情報交換制度について

三井住友海上は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払の健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することができます。

#### 再保険について

三井住友海上は、本保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社に提供することができます。

三井住友海上の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。